

最高裁判決は何を言わんとしているのか！岐阜県の合理化協定を検証



大会「最高裁判決」を開催

議員・行政・業界1,062名が参加

広報 ぎかんきょう

発行

岐阜県環境整備事業協同組合

岐阜市六条大溝 4-13-6

☎ 058-274-0567

FAX 058-275-2712

最高裁判決 抜粋

平成 26 年 1 月 28 日 福井県小浜市一般廃棄物処理業許可取消等、損害賠償請求 最高裁判決

市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業である。

一般廃棄物処理計画に適合すること等の許可要件に関する市町村長の判断を通じて、許可業者の濫立等によって事業の適正な運営が害されることのないよう、一般廃棄物処理業の需給状況の調整が図られる仕組みが設けられている。

廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。

廃棄物処理法は、その事業に係る営業上の利益を個々の既存の許可業者の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含む

平成 26 年 4 月 3 日 佐賀県伊万里市損害賠償請求 最高裁判決

随意契約の適法性について、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も該当する。

し尿の処理及びし尿浄化槽清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前までその全体の規模を縮小しつつも継続して行わなければならない

合理化事業計画を定めて一般廃棄物処理業者を支援できること

収入や、浄化槽汚泥処理量が増加しているとしても、本件既存 2 業者は、下水道等の供用開始による影響を少なからずとも受けたものと認められる。

し尿処理等の事業の安定的な継続が伊万里市にとって今後必要であることを考慮すると、随意契約の方式により締結したことは、合特法の前記趣旨をも合わせて考えれば、契約担当者の合理的な裁量判断の範囲内にある。

平成 26 年 10 月 8 日 環境省リサイクル対策 部長通知

市町村の処理責任については他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。

「受託料が受託業務を遂行するに足る額であること」が定められており、経済性の確保等の要請ではなく、業務の確実な履行を求める基準であることに留意が必要である。

平成 26 年 1 月 28 日の最高裁判決は、「廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる」

これを機に、一般廃棄物処理を市町村以外の者に委託し又は許可を与えて行わせる場合を含めて、廃棄物処理法の目的及び趣意を改めて認識の上、適正な策定及び運用をなされたい。

平成 29 年 11 月 20 日大会「最高裁判決」（主催 全国環境整備事業協同組合連合会 共催（公社）岐阜県浄化槽連合会）が岐阜グランドホテルで開催された。
議員 156 名、行政 318 名、一般参加 223 名、業界 365 名、合計 1062 名が参加した。
冒頭で玉川会長は『今回の最高裁判決を見たときに、事業系のごみの許可に関する新規許可は自由に出してはいけないという判決文でありました。もう一つ、合特法に関する最高裁の見解が明確に示されました。最高裁はなぜこ

まで踏み込んだ判決を出したのか、その思いはどこにあったのか。現在岐阜県下で行われている合理化協定に疑問もあるだろうと思いますが、皆さんに精一杯責任説明を果たします。』と主催者の主張を行った。
佐賀県伊万里市損害賠償請求の訴訟代理人弁護士のパネルディスカッション「自治体の責任と業界の義務」では歴史的背景に触れながら最高裁判決が何を言わんとしているかを読み取り、検証した。

講演「最高裁判決」

弁護士 岡野 克己



伊万里事件

今日は主に3つの最高裁判決のことを紹介いたします。1つは伊万里市事件、あと2つは小浜市事件、松任市事件です。一般廃棄物処理事業の行政実務に多大な影響を与える判決だと考えています。私は、伊万里市事件の訴訟代理人として判決をもらいました。

伊万里市には廃棄物処理法7条許可をもらっている尿収集運搬業者がいます。それが、合特法に基づいて代替業務を随意契約でもらっていました。その住民から地方自治法の競争入札に反するのではないかと住民訴訟が起きました。注意することは、住民訴訟という形式で起きましたが、その実質は新規参入を目的とした事件だったということですね。つまり新規参入を計画した業者と既存業者との争いだったのです。一番の佐賀地裁は住民側を勝訴させました。一番に負けた伊万里市は、控訴するから私の取引先である既存業者に訴訟に参加してくれという申し出があったわけですね。

なぜ一番は負けたのか。住民側が強く言ったのは、合特法はわかるが、既存業者は下水道の接続によって全然影響を受けていないという主張をしました。汚泥処理量は下水道の接続があっても落ちていない、むしろ上がっていると主張しました。下水道の直結によって処理する汚泥量は減ります。一方浄化槽はかなり普及している。総合的に見ると汚泥処理量は減っていないことを数字で立証したわけです。一番ではその辺りに重きを置いたようです。一番ではともかく合特法だけに集中して、下水道の接続によってどれだけ影響を受けたかに着目し、汚泥処理量は落ちていないから合特法の保護は必要ではないとしました。

随意契約の判断

地方自治法234条に競争入札の原則が定めてありますが、同時に契約の目的、性質が競争入札に適さない場合、随意契約でもいいと昭和62年判決で言っています。一般競争入札の原則は、公金の支出を伴うわけだから、できるだけ工価が低いほうが支出額が少ない。住民の利益のために出すのなら競争入札がいい。ところが世の中には自由競争に適さない領域がたくさんあります。合特法による代替業務の提供もその一つじゃないかという議論をしていきました。合特法に基づく代替業務はどういう形でその適用性を判断するのか。まず一つは契約の性質、技術的能力、資質経営的な経験、信頼性、そういったものもろの要素を検討して、そこで契約担当者の裁量が逸脱しているかどうかを検討しなさいと、福岡高裁が行政庁の裁量権の幅、裁量の内容に踏み込みました。結論的には、福岡高裁はこういった合特法による代替業務は、地方自治法234条には抵触しない、全て合法であると言いました。

地方自治法

(契約の締結)

第234条
2

売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2
2

地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

松任市事件

松任市では7条許可を受けていた既存業者がありました。新規参入を狙って7条の許可申請をしたらどうなるのか、そういう問題です。松任市は申請を拒否したわけですね。それに対し新規参入を求めた業者が拒否処分を取り消しを求めたという事件です。一番、二審では新規業者が勝ちました。最高裁はこれをひっくり返しました。廃棄物処理法は、一般廃棄物の処理は市が計画行政を行うようになっていきます。この処理について、直営方式、委託方式、許可方式を認めています。それをどのようにするかは市の裁量です。最高裁判決もまさにその点を指摘しているのだから、既存業者がいてやっているなら、仮に新規業者が優秀でも認める必要はないと言いました。競争させればという考え方もあるかと思いますが、廃棄物処理法は自由競争を認めているわけではありませぬ。計画行政が非常に重要だといった所に松任市判決の意味があります。

小浜市事件

小浜市事件は松任市事件と逆で、新規業者の7条許可申請を認めています。既存業者が小浜市に対して、新規業者に対する許可を出したのには違法だとして取り消し判決を求めた事案です。この論点が複雑になりますが、一番、二審は、そもそも既存業者が新規業者に対する許可申請に対して異議を唱える資格がそもそもないという冷たい判決を

しました。原告適格を認めなかった、俗にいう門前払いです。これに対し最高裁は、既存業者は競合する新規業者に対して異議を唱える資格があると認めているわけですね。しかもそれを認めるということは、新規業者に対する許可申請は当然取り消される可能性があるというところまで踏み込んで言ってくれています。なぜ最高裁は既存業者に対して認めたのか。7条許可の性質が関与しています。7条許可はそのエリアで独占的な許可、独占的な利益を認めるという判断をしているわけです。最高裁判決の中で、既存業者の利益は法律上保護される利益という文脈がありますが、それはそのことを認めているわけですね。この小浜市の判決は、裁判史上でも画期的な意味を持っています。競合する業者間で、既存業者が新規業者の許認可に対して異議を唱えられるかどうかです。から、そこに新しい1ページを加えたと言ってもいいと思います。これはまさに行政実務にも影響します。新規の許可申請は拒否処分しないといけません。これは重々注意していただきたいと思っています。

7条許可の性質

7条許可は自由競争ではありません。これは最高裁の理屈でいうと地域的独占を認めるという許可です。一般常識としては、何でも尿収集運搬業者だけがそんな独占的許可を得られるのかという疑問はあるかもしれない。でも法律制度がそういう風になっています。尿収集運搬、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務、本来市町村がやらなければならぬわけです。それができないという困難なときに限って第三者に委託、もしくは許可ができるという構造をとっています。で、むやみに許可を乱発して事業者をやつてくださーん。ということはできません。それを行うと不法行為責任に問われる可能性がある。ここは十分注意されたほうがいいかと思っています。

知です。それぐらい影響力が大きいことを環境省は自覚されていると思います。

市町村の統括責任

市町村が統括責任を負うとは、事業者に委託したり、許可しても、市町村の連帯責任は免れないということが法律上明記されているわけです。

私の個人的な意見ですが、し尿収集運搬に限って言うと、市町村が統括責任を負うわけですから、この責任を全うするのは永久です。理想を言うと、市町村が全部直営方式でやれば問題ありません。でも現実的にはこれは不可能だと思っています。統括責任は市町村にありますから、その統括責任を果たすためには業者さんと共同体制、指導監督体制をもつと念入りにやる必要があると思っています。

代替業務の提供は随意契約でやるしかないと思います。競争入札に戻そうということは、合特法の趣旨に抵触します。合特法による代替業務の提供はいつまでも、これは理論的には永久です。

環境省から全国の市町村に対して通知が発するとき、課長通知がほとんどですが、10・8通知は部長通知です。それぐらい影響力が大きいことを環境省は自覚されていると思います。

最高裁判所の出した判決は、判例法と言われているので、ですから一つの法律的含义がありますから、行政も遵守しなくてはならない、非常に強い拘束力を持ちます。小浜市判決は、その直後10・8通知が環境省から出されました。通常、市判決、松任市判決の趣旨を酌み取っていけば、下水道の接続によって経営の基礎に影響を受けるし尿収集

パネルディスカッション 「自治体の責任と 業界の義務」

パネリスト 弁護士 氏 己 氏 野 氏 克 氏 団 氏
県議会議員 氏 慎太郎 氏 枝 氏 国 氏
県生活環境部長 氏 芳 輝 氏 坂 氏 口 氏
会長 氏 玉 川 福 和

自治体の責任

許可業の誕生

【玉川会長】昭和20年日本は終戦を迎え、一般廃棄物に関する法律が制定されたのは昭和29年です。私達の先達は、昭和20年代はリアカイを使っていたが、30年代半ばからバキュームカーが世の中に登場して許可を申請する人が多く出たという現実があります。

し尿くみ取りは直営を基本として足りない部分を許可に委ねていました。全部直営にならなかったのは、

してはならないこととまですることになるからです。つまり人口に見合うだけのし尿処理場がありませんでした。処理場がないということは不法投棄をするしかない。そのため許可業者を作り、許可を与えられた業者は多くは河川や山に投棄しました。

岐阜県下の現在は、すべての自治体で処理計画が十分できていると言い切れると思います。しかし多くの都道府県では処理計画が立てられていません。なぜかというと、処理計画は地区を付して業者を定めないとできないからです。したがって自治体の固有の事務と定めた業務は、処理計画を立てずにできるようなものではないと言ったのが、私は最高裁判決から読み取ることができると思います。

廃棄物処理計画

【国枝議員】廃棄物処理法7条の許可は、市町村による収集又は運搬が困難であるときとあるが、困難とは

どういう状態ですか？

【玉川会長】廃棄物処理法は昭和45年に発出されましたが、し尿処理施設はまだ不足している実態がありました。委託の場合、処理場がキープされておりましたが、許可の場合、足りないままでした。現在も多くの自治体で投入制限というものがありません。したがって昭和45年には足りない状態があったと承知しております。

【国枝議員】自治体の責任において廃棄物処理計画を立てているならば、排出量は見込めるのではないかと【玉川会長】処理計画が立たないというよりも下水道計画が2割3割増しで計画を立てました。下水道が来ているから現行の量より新設は増やさないという実態もありました。

小浜市判決

【国枝議員】濫立により需給の均衡が損なわれるとは？

団野弁護士

自由競争とは優秀な業者が残って劣悪な業者は排除されるというプロセスを認めています。しかし一般廃棄物処理もそれではないのか。必要以上業者がいた場合競争が起きて、行きやすい地域や行きにくい地域でバラバラな業務体制になり、公衆衛生上悪くなります。最高裁はそういうことを判断して、自由競争に委ねられるものではないと言いつつ

【玉川会長】許可業者を県

別にみると、岐阜県は人口200万人で50業者、和歌山県は100万人で150業者と6倍です。岐阜市で3業者、和歌山市で28業者。なぜこれだけ増えたのかというと、多くは自治体の都合です。過去平成5年に和歌山し尿戦争がありましたが、和歌山市が地区割りを撤廃し、料金を安くしようとして市長が踏み込みました。28業者存在すると料金は若干高くなる。高くなるのは業界の責任じゃないと闘争になりました。28業者も生まれたのは生んだ人に責任があります。

【国枝議員】一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業と【玉川会長】処理計画が立たないという理由はないと【団野弁護士】廃棄物処理法7条5項で、収集、運搬が困難であること、廃棄物処理計画に適合するものであることとあります。自由な競争に委ねると、業者が安定しません。的確にかつ継続的な処理、これが市町村の責務になるわけです。的確にかつ継続的な責務を行うためには、自由競争ではないと最高裁は明言したという理解です。

【玉川会長】一般住民に言いにくいということで競争入札を導入するところもあります。果たして経済的利益がそこから生まれたのか、随意契約は必ず高くなるかという点、私はそうではないと思います。随意契約は、原価計算方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた額とあります。随意契約は話し合いで

す。競争入札をしたからといって業者が変わったという現実はない。ですから、見せかけの入札という習慣はやめ、それより原価に適正な利潤を加え、自信を持って随意契約を選択しているとしたほうがいい。また話し合いにより役所も苦しいから飲んでほしいという随意契約があってもいいと思います。

【坂口部長】基本的には県は、市町村の一般廃棄物処理事業が円滑に実施されるように技術的な援助、助言、情報提供を行うことにしております。一般廃棄物処理計画は、廃掃法6条1項の規定で、市町村はこの計画を策定しなければならぬと義務化されています。誰がどこで処理を行うのか、収集を行なうのかを定める仕組みになっております。計画を策定すれば十分というわけではなく、常に時々の状況を踏まえ、運用していただきたいとお伝えしております。10・8通知は、一般廃棄物処理法は専ら自由競争に委ねられるべき性格とは位置付けられていないと書いてあり、許可業者任せではなく、計画に位置付けて、適正な処理の継続、それから安定的な実施が確保されるように許可制度についても運用を行うことが重要と書かれています。

坂口芳輝
岐阜県生活環境部長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

（市町村の処理等）

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

第7条

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 1 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 2 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 3 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
- 1 1 第一項又は第六項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

廃棄物処理法の解説（平成24年度版）

2 7 本項は、いわゆる料金統制の趣旨ではなく、市町村が直営（委託を含む。）で行う一般廃棄物処理事業に関し手数料を定めた場合、市町村が直営で行う場合と一般廃棄物処理業者が取り扱う場合との間に市町村住民に不公平をきたさないように料金の最高額を定めたものである。なお、一般廃棄物処理業者が市民から受け取る料金は、原価計算方式に基づいて算出した原価に適正な利潤を加えた額等適正かつ合理的なものとするのが望ましい。（P94）

随意契約・合特法

国枝慎太郎
岐阜県議会議員



で合理化計画を全市町村に立ててもらい、平成7年に直結件数という方式をグランドルールで皆さんに認可していただきました。こういう風に岐阜県下は進んでいましたが、今思えば間違いはなかった、最高裁の判決通り推移していると現在思っています。

【国枝議員】合特法がそもそも存在することをパネリストになるまで全く知りませんでした。私の解釈では、下水道が整備されていく中で今のし尿処理の仕事が減少していく。減少しても公衆衛生という面で安定的に継続しなければいけないから、最後の1件が下水道に直結されるまで、行政としても合理化計画に従って支援しなければいけない。その支援の方法が金銭的な方法や代替業務で支援していくということが定められた法律と解釈しています。

【玉川会長】合特法は昭和50年に成立しましたが、平成になっても事例が数少ないという状態が続きました。合特法の運用がうまく進まなかった大きな理由は、減少し始めたら手当てをする役所も思っていたし、業界の人たちも思っていました。時間が過ぎると転換業務がなくなってしまうという現実もありました。つまり下水道で私達の業務が浸食されるならば、下水道の維持管理をしなから、安定的、継続的にし尿処理を行うという思いがありました。

【玉川会長】合特法は昭和50年に成立しましたが、平成になっても事例が数少ないという状態が続きました。合特法の運用がうまく進まなかった大きな理由は、減少し始めたら手当てをする役所も思っていたし、業界の人たちも思っていました。時間が過ぎると転換業務がなくなってしまうという現実もありました。つまり下水道で私達の業務が浸食されるならば、下水道の維持管理をしなから、安定的、継続的にし尿処理を行うという思いがありました。

期限・転換業務量・直結件数

団野克己 弁護士



なことは起きるはずがないといいますが、夕張市のように、現在の状況だと破たんしてもおかしくない状況にあります。

【団野弁護士】現在の転換業務量を以後の転換業務とみなすと規定があります。今後10年間現在の転換業務量でいくという趣旨ですか？仮に大きな変動があったら、その時協定し直すのですか？

【玉川会長】今後変動があったときは三者協議をしないと書いてあります。しかし原則です。直結件数とは、下水道が進んでいくと永久に増え続けるというロジックなので、この履行を求め続けるのはもう止めて、横ばいで、残された業務を安定的に遂行する努力をするということです。転換業務が増えることを望むなど、岐環協内でかなり議論をして、妥結しました。

【国枝議員】伊万里市の判決の中で、随意契約の適法性と合特法の趣旨の2つの観点での判決がありました。代替業務とは、すべての自治体は随意契約を未来永劫結ぶという理解でいいですか？

【団野弁護士】伊万里市の判決は、現時点では随意契約としたことが適法で、裁量の範囲内であると言っています。話をさかのぼると、直営方式でやることを許可制にしました。許可事業を直営方式に戻すと、損失補償の問題が生じます。例えば

岐阜の場合、この協定がありますから、合意を取らない限り、行政が一方的に随契をやめて来年から入札に戻しますということは無理があります。

【玉川会長】これは多くの人が考えていることだと思います。未来永劫ということ、どうなるかわかりません。しかし、今出ている転換業務は、誰かがやるんです。未来永劫その業務があるとすれば、その業務を転換業務として、別の目的を含め達成することは、何もおかしいことではないし、合理的な判断だと私は思います。

【国枝議員】新協定が結ばれていない市町村は、どのような理由があるのですか？

【玉川会長】あと14市町村あります。以前は議会を通過するのには大変だということ、頭打ちという判断に至ったところがほとんどです。役所は責任を果たし、私たちは義務を果たす。この関係が維持されるならば、他の道が選択されてもいいと思う。

ただ転換業務を入札にしたいとなると、法理論上無理があるので、自治体の考え方を変えてほしいと思います。合特法にのっとった転換業務を競争入札で実施するということは、官製談合に手を入れることになります。だから最高裁の判決を理由に議会、住民も納得していただくという努力はいます。このように理解を求めたいと思います。



玉川福和 会長

業界の義務

合特法の目的は、残された業務が安定的、継続的に遂行されることになっています。合併浄化槽については、どこの県にも引けを取

らない体制作りができました。合併浄化槽であれば周辺の水路を守ることができません。できる限り皆さんに不便をおかけしないように、全力で約束事を守っていきます。

グランドルール

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(昭和50年5月23日、法律31号。以下「法」という。)の主旨に基づき、岐阜県から平成5年8月10日付けで下水道の整備等に伴う合理化計画基本方針(以下「三部長通知」という。)が各市町村長に通知された。これを受けて、グランドルールについて次のとおり定める。

1 業務減少量のとらえ方

(1) 業務減少量は、下水道への直結件数(し尿及び浄化槽)を基礎とする。

2 補償額の算定方法

(1) 補償額は、市町村が策定する生活排水処理基本計画に定める期間を単位に算定する。
(2) 補償額は、1で定めた業務減少量と利益率を基礎として算定する。

3 補償の方法

(1) 補償の方法は、逸失利益を根拠とし代替業務をもって充てることとし、他の方法も有り得ることとする。
(2) 市町村は合理化事業計画に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により当該市町村長の許可、又は当該市町村の委託を受けて行うし尿処理業者及び浄化槽法の規定により当該市町村長の許可を受けて行う浄化槽清掃業者(以下「地元業者」という。)との間に合理化協定を締結し、補償額、補償の期間等の補償の方法を定める。

覚 書

岐阜県市町村廃棄物処理事業対策協議会(廃対協)と岐阜県環境整備事業協同組合(岐環協)は、グランドルール策定に関する協議の中で懸案となった以下の事項につき確認する。

2 岐環協は今後の合理化事業推進のため、以下の事項を廃対協に対し要望し、廃対協はこれに理解を示した。

(1) グランドルール3.(2)により締結された合理化協定に基づき、市町村から提供される代替業務については、市町村と岐環協による随意契約を基本とされたいこと。

新協定

合理化協定に基づく転換業務確認書

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法(以下「合特法」という。)の目的は、一般廃棄物処理業等が下水道の整備等により受ける著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を講ずることにより、その業務を計画的安定的に実施するとともに廃棄物の適正な処理の確保を図り、ひいては公衆衛生の向上と生活環境の保全に資することである。

平成7年6月14日付で締結された「合理化問題に関する基本協定」(グランドルール)に基づき、平成8年4月1日付で締結された「合理化協定書」及び平成18年3月31日付で締結された「合理化協定に基づく合理化事業計画見直し確認書」の合理化事業計画は現在実施されているところだが、坂江市(以下「甲」という。)が整備する下水道処理施設及び農業集落排水処理施設では、その供用率に今後急激な変化が見受けられないと予測されることから、現在の転換業務量を以後の転換業務(別紙のとおり)とみなし、甲及び坂江衛生株式会社(以下「乙」という。)並びに連帯責任者である岐阜県環境整備事業協同組合(以下「丙」という。)は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び合特法の趣旨を尊重し、本確認書締結後、残された市町村の固有事務が安定的に適正処理されるよう上記転換業務の提供を支援内容とすることを、本書に三者調印し、確認する。

今後、残業務の著しい変化等、協議を要する事項が生じたときは、必要に応じて、三者協議する。この確認書は、平成28年4月1日より履行する。

平成28年3月31日

甲 坂江市長 柴田 雄 介

乙 坂江衛生株式会社
代表取締役 吉 田 健 一

丙 岐阜県環境整備事業協同組合
連帯責任者 代表理事 玉 川 福 和